書

走越州

繪入

五

因果 因とハ物の種のごとし果とハ其実のごとし今世の業によりて来世の果をうくる理也

説経 仏経の義を講釈して説をとく事也

世わたるたづき 渡世の便也

桃尻 今馬上遠乗の人の鞍にすわらぬをいふ也

檀那 書言故事云僧道称施主曰檀那梵語陀那鉢底唐言施主

早歌 中比早歌といふ物あり今のはやりうたのごとし

つれ／＼草巻之五

〔百八十八〕或者子を法師になして学問して因果の理をもしり説経などして世わたるたづきともせよといひければ教のまゝに説経師にならんためにまづ馬にのりならひけり輿車はもたぬ身の導師に請ぜられん時馬などむかへにおこせたらんに桃尻にておちなんは心うかるべしと思ひけり次に仏事のゝち酒などすゝむる事あらんに法師の無下に能なきは檀那すさまじく思ふべしとて早歌といふことをならひけり二つのわざやう／＼さかひに入ければいよ／＼よくしたくおぼえて嗜みける程に説経ならふべきひまなくて年よりにけり

九曜文庫
[illegible]蔵書

[illegible]わかき程は[illegible]の事につけて
身をたて。大きなる道をも成じ。能をもつ
き。学問をもせんと。行末久しくあらます事ども心にはか
けながら。世をのどかに思ひて打おこたりつゝ。まづさし
あたりたる目の前の事のみにまぎれて月日をおくれば
ことごとなす事なくして身は老ぬ。つひに物の上手にもなら
ず。思ひしやうに身をももたず。悔れどもとりかへさるゝ齢なら

とりかへさるゝよはひならね　とりかへさるゝを物ならばや年中をもかへしわかがへりもせんと思ふらん

坂をくだる輪の　前漢書ニ如坂上走丸。師古云言其勢便易。○後漢書皇甫嵩傳ニ閻忠云迎坂走丸迎風縦棹豈云易哉

ねば。はしりて坂をくだる輪のごとくにおとろへゆく。されば一生の
中。むねとあらまほしからん事の
中に。いづれかまさるとよく思ひ
くらべて。第一の事を案じ定めて。その外は思ひすてゝ一事

をはげむべし。一日の中。一時の中にもあまたの事のきたら
ん中に。すこしも益のまさらん事をいとなみて。そのほかをばうち捨
て大事をいそぐべきなり。何方をも捨じと心にとりもちては
一事もなるべからず。たとへば碁をうつ人。一手もいたづらに

小を捨大につく　碁経と爛柯経と号す其中に捨小而取大といふ事あり

せず。人にさきだちて小をすてゝ大につくが
ごとし。それにとりて三の石をすてゝ十の石につく事はや
すし。十をすてゝ十一につく事はかたし。ひとつなりとも勝ら
んかたへこそつくべきを。十までなりぬれば。おしくおぼえて
おほくまさらぬ石にはかへにくし。是をもすてず。彼をもとらんと思ふ心
に。かれをもえず。これをもうしなふべき道なり。京にすむ人
いそぎて東山に用ありて。既に行つきたりとも。西山に
ゆきてその益まさるべき事を思ひえたらば。門より[illegible]

すぐにゆきつきぬる上にて此事をバまづいひてん日をさゝぬ事なれバにし
やまの事ハかへりてまたこそ思ひたゝめと
おもふ所よ一時の懈怠すなはち一生の
懈怠となるおそるべきとぞ一事を必なさ
んと思はゞ他の事のやぶるゝをもいたむ
べからず人のあざけりをも恥べからず万事にかへずしては一の大事
なるべからず人のあまた有ける中にてある者ますほのすゝき
まそほのすゝきなどいふ事ありわたのべ
の聖この事を伝へしりたりと語りけるを
登蓮法師その座に侍りけるが聞て雨の
ふりけるに蓑かさやあるかし給へ彼
薄の事ならひにわたのべのひじりの

四段の眼目

「日をさゝぬ」事なれバハ日限の約束なき事なれバなり
「一時の懈怠一生の懈怠となる」今日の其事を怠
り一日二日と延ぶる時ハ一生を空しく暮
す時ハ一生の懈怠也 菩薩本行経云夫懈怠者
衆行之累在家懈怠則衣食不供産業不挙
出家懈怠則不能出離生死之苦

「人のあまたありける中に」此事鴨長明無名抄に有とぞ
らに書して引用するなり「ますほの薄」
無名抄云穂の長くて一尺ばかりあるをいふ彼ま
そほといふ万葉集に十寸鏡といへる類也
長明が云日にさらしていよいよ色のふかき
をいふと申す人もありといへり
「まそほの薄」無名抄云真麻の糸を
爪をかの糸とくりかへしたるやうなる糸にいふ

寂蓮法師 詞花集

壹軸の作者 世中の人の心のうきをよ

千載新古今新勅撰續後撰なとをすべて十一代集の作是

敎則有切 論語陽貨篇にあり 敏ハ疾之

一大事の因縁 法華經方便品ニ云 諸佛世尊唯以一大事因縁故出現於世ニ 一大事とハ此妙法の理といふ事之 因縁ハ感應と云也 然ニハ諸佛の出現ハ唯此法花を説んため衆生利益なり 工夫してさとりえらるへく 妙樂釋云 出世本意在佛乘 佛乘方得名爲大事 當知佛乘只是妙法也

かりなまうんとひしまうんとがなれに物さわりしあやとそしくくへのいひきをハ無下の事ともなるしく物れへの命ある物れもともまうく物の有様をそしはひくもをきかぞなるさてんやとくる空やもりけくなひなりふかりと中給ふをを伸しくわりかく学生を解き八則切わりとぞ論語より文よも作るかるとの歌ともいしく思ひるるや一大事の因縁とぞおもしべりけん

一とハ一實相一妙法の始めの事也 大とハ其妙法實相性體ハ普く一切の諸法を包みたる物なれバ

不審の字

百八十九

かふるこそ事とかきんへと思へど、わらぬにそぎて出来くまうぬれ

わらぬハ心きこ 故障之 そのぬ人 約束を約束したる人也

ぬ道ごりりるふひぬ「うつりけるハ事たがひて思ひ

ふへきこ事るいて心ろしぱ日たるゆくほのそくる思ひに

れよ似もの一つの事をとくのでし一生のあるも又さなりのる

百九十

まこりふそれそおのれ持まじきとおもいかまへいしくもいとり

百九十 此段ハ人の一生をとて不定なる事をいひて

又いかなる女とよりもくて妬など[illegible]心とく
つきをしらぬわざなり。ことなる事 あさき女と[illegible]思ひさぐ
めくしてそひゆくもいやしきをとしうるぞ。[illegible]女あら
そこは男とぞらうそくしてわが佛と
まよりめてうめたらくへをさぶらりに
してこれをはねべしまうしてならら
とおこるひおうえんらおなにくちたし子
などいへきてつきましうるやし。
男なくなりて[illegible]よなりてうり
うおわりて[illegible]。おさる病まぞおさ[illegible]し。
[illegible]と心だきあくみくうりおん女
いかも中まで ふくしてあしめよまて[illegible]

らうそく 一方の字良の字ともいふ
わが仏 武佛ハ女の男と
わがめて我なするとちりうらんとく
[illegible]わが佛来る[illegible]
たよくハさがりをまもにかくる[illegible]
所よりおもめへしきこと
よしてあやうらと
是より女とやらくもそちんて[illegible]
と云んを騎るべきにわまし
うる義相あるき家董子[illegible]
んあるにれてくらたかん事とくり
いあふ女あらも いふらうちに[illegible]
ほ心つきあく 女に心の不着之[illegible]
いあふ女なりとも[illegible]
[illegible]

世ひとめんしこて年月へてしそをねぶ
らはよりらうがやうる風よききてどゆきり
ぬおどさんいめづらしうりぬべし

たしなみある人
女もよろしく我が味く學ぶべきて
不絶中くおに卯月ハりのわきどうの[illegible]
[illegible]
陰陽の名とあらし武帝よりて[illegible]
とたびつて事后學まで称をしる[illegible]
て相見る縁人[illegible]
かくの男子ふ家あるわらへ[illegible]
さめ女ハ内をそく[illegible]
つそしるを求めん[illegible]佛む[illegible]
らう[illegible]
女とめよらりて張騫よりつらう[illegible]
ふそくよのほののかよう理を去り[illegible]
とうるべきあれ[illegible]
よハ紅粉のきをしきとして[illegible]
やつざくらハこよやうの物なり[illegible]
てい草部の眼目[illegible]
うの心ぐくとおして[illegible]
しめよりあ[illegible]
なんとよりて[illegible]

物のはえなし 物のにほひやひかりなきをいふ
綺羅 きらびやかなるかざり 万の物のきら夜のよしをいふ
ことそぎ 省くことゝいふ義也 およすげ 聊父(?)なりかゝる心
東之

百九十一
夜に入て物のはえなしといふ人いと口をし。よろづの物のきらかざり色ふしも夜のみこそめでたけれ。昼はことそぎおよすげたるすがたにてもありなん。夜はきらゝかにはなやかなる装束いとよし。人のけしきも夜のほかげぞよきはよく、物いひたる声もくらくてきゝたる用意ある心にくし。匂ひも物の音もたゞ夜ぞひときはめでたき。さしてことなる事なき夜うちふけてまいれる人のきよげなるさましたるいとよし。わかきどち心とめて見る人は時をもわかぬ物なれば、ことにうちとけぬべきおりふしぞ褻晴なくひきつくろはまほしき。よき男の日くれてゆするし、女も夜ふくる程にすべりつゝ鏡とりて顔など

とくもる 褻晴 褻ハふだんの事也 晴ハ公私ともに表だちたる也
法礼のかたち 人公私ともに先ことは
物ときこゆるもよひ朝服礼服とハいへる

つくろひ出るこそおかしけれ。

百九十二
神仏にも人のまうでぬ日夜まいりたるよし。

百九十三
くらき人の人をはかりて其智をしれりと思はん更にあたるべからず。つたなき人の碁うつ事ばかりにさとくたくみなるは、かしこき人の此芸におろかなるを見て、おのれが智におよばずと定て、よろづの道のたくみ我道を人のしらざるを見て、おのれすぐれたりとおもはん事大なるあやまりなるべし。文字の法師暗証の禅師たがひにはかりて、おのれにしかずと思へる共にあたらず。おのれが境界にあらざるものをばあらそふべからず、是非すべからず。

ゆきかふ ゆわかしなどゆるしてかしらをあらふ也
くらき人 愚闇の人也 人をはかりて 人の智を推はかりて
万の道のたくみ 医師百工の類也
文字の法師 止観弁立暗證禅師誦文法師
禅をとらぬ暗證の禅師ハ教相をならひて坐禅工夫をするをいへり

験ニ推量して是非をくらぶ是とせ
め非とそしるべからざること
達人の人をみるの眼　文選ノ鵩鳥賦ニ云達人大
観ス物無不可○達人ハ明達ナル人ノ事也達人
とハ達人の人をみれば悪事の人の推量を
はかりてかくも違はず事とそしり論語
ニ視観察三ツを以て人を見る時ハ不可
悪事をもつて虚言と云ハ謡曲之
とらかるは正直の人のごとくまことにたのもしき
何くも思ひて　何も人を似せて思ひ馬耳の東風と
又いふうちおもて　手のひらをかへすとも
まかせて人を思ひて当るの人あり
又まことしく見せかけ人をあやまる人の事也
つまびらかにひくて

是非をくらべ見ゆる事ども。わがなすことをかへりみて武者男子の事を云なり
達人の人をみれ眼にハ少しとわやまりな
不わるくからざるを〔是より人をつくろひかざりて人に見する事也〕或人ハ世ニ虚言(ソラゴト)と
いふ人あつて人をしらずかわる事わりも。それ
かなまでくと思ひそのやうにおもうは〔その身は虚言をいふ人の事也〕
れ人わり。分まりにつく信をおこして。〔世の人は虚言を信ずる事〕
なすとはけにりく虚言(ソラゴト)とおもひぞつる
人ならば何もしと思つく心をかくしぬ人なお
おほけてそのむまとわるとあるのまむも行
てきしくハ見てひどもの人の事ある
るさハ人をてやるもの人もわの又さ
まづ推しはかりてわしこまぐちらうふつさ〔余りしる体〕ぬえ

てゆかれし。一切やくらうぬ人わりみもいし事てわれ
又附出て是ハ偽ものと指出てさ　わるれ者の天晴さかしかくわると
言ハ智とおもうやてし思ひおぼくる也
打わまりも　打又我推量のたがひを
人をわ申しひくさ　又立くあるや　常ニ替
人のわ非もかこ物と思ひの之　をとりても　韵瑞詩
三ニ疑作門限ニ児拍手而笑
偽く心ハなれども　実来ぶるる　心持ちれあ
とうし人にあく思ひてもわするの　非我智
かくいづれよりもまず人を向く
るらなり
愚者の中の戯ぶれ　人の仲の虚言とりさく
て人とゝの事を云之　わりあう人のおかそうら
らふ人をわうとかりまうの人のおもてハ見さうよ
くろわ人ありくて見へぬ人の心の
つかるのをまねする本性何そも称むる

てゆかれじやくらうぬ人わりみもいし出てわれ
さしかへりと思ひおぼつかなとわるれりと
よもわまもそのちを人わりみらくおぼう
やうもおもりをるとおり〳〵うち
人わりや心はそまでもあきりもと
いへば笑来わくるるぬぼくの事なく
さくねの人とおもてやそれも人わり又
虚言(ソラゴト)のかざりとそしめよりも心あるきおぼしをわざむるる。うるへ出る〔おもてに偽をなせ〕
人とおなじ心よなりて。かとわらはれぬ人わり。愚者(グシヤ)の中の戯(タハブレ)ぶ。
えるる人のおかそのそ言さんぐのえそう
不知そても称することれおくさるま
ぬべし。ようてわそうのおおん人のまど

目の中にくもりなきあきらかなる人とは

[まして明らかならん人] 明徳の人を云 [掌の上の物とみるがごとく] 手の上の物をみるがごとくさやすく見るとなり 中庸に其如示諸掌乎 註に示験見也 [但しかやうのおしはかりにて] 仮虚言とも さて人とかうして心はかり人のおもはくをしる 人の心をはかりしるは人のわざにて仏法は ワかに方便を合ぬる人の外は 仏の方便 悲方便ともいふ 皆魔也 人とも のものとたくのわざにしてはなき

[久我縄手] 鳥羽の西桂河の辺にあり [木造の地蔵] 木にてつくりたる仏也 [久我内大臣] 通基公也 従一位内大臣 号後岩倉 二位大納言通忠卿息也 [よのつねにおはしましける時]

へる我らをみんこと、掌の上の物をみんがごとし。但しかやうのおしはかりにて仏法までもなずらへいふべきにはあらず。

百九十五

ある人久我縄手を通りけるに、小袖に大口きたる人、木造の地蔵を田の中の水におしひたして、ねんごろにあらひけり。心得がたくみるほどに、狩衣の男二三人出できて、ここにおはしましけりとて、此人を具していにけり。久我の内大臣殿にてぞおはしける。よのつねにおはしましける時は、神妙にやんごとなき人にておはしけり。

[東大寺] 聖武天皇の御建立也 天平十七年八月に大和国添上郡に作り給ふ [神輿] 東大寺の鎮守八幡大菩薩也 聖武天皇の勅にて宇佐より勧請す 一説に孝謙天皇天平勝宝元年八幡大神託宣ありて大和平群郡に神宮を作る 是八幡是也 [東寺の若宮] 是東寺の鎮守八幡也 嵯峨天皇の御宇弘法大師宇佐より勧請 [帰座の時] 昔は 源平の神輿を 源氏の公卿 東大寺の八幡の神輿を京へ入奉りて先東寺の若宮に入奉る

百九十六

東大寺の神輿、東寺の若宮より帰座の時、源氏の公卿まゐられけるに、此殿大将にてさきをおはれけるを、土御門相国、社頭にて警蹕いかが侍るべからんと申されければ、随身のふるまひは兵仗の家がしる事に候とばかりこたへ給ひけり。さて後に仰せられけるは、この相国北山抄を見て、西宮の説をこそしられざりけれ。眷属の悪鬼悪神おそるる故に、神社にて殊に先をおふべき理ありとぞ仰せられける。

西宮の説 源高明公 変化の物の事

立かはりて南都へ御座し奉る 源氏の公卿 八幡は源氏の氏神なりてかくしとれたる久我公の門のそ
具平親王の御子源師房の御末の源氏なる故に供奉し給ふなりや さきをとをれと 陰声
河海に随身の役は大将のけにまてしれかう伝ふかくにとをしたもさらる唱道 前呵 警蹕なる何々さきをさ
あらし 警蹕 韻會蹕本作趩 前漢列傳ニモ孝王得賜天子旌旗従千乗萬騎出稱警入言趩注
師古曰警者戒肅也趩止行人也○江談曰警蹕者文選日出警入蹕是天子出遊事歟近衛司誠諸人之義
也 公相当の社役まての警蹕と不審なるにも 小山抄のみなもとの心るとこれにて
しりたまへ実に才五大嘗會御禊の所にて行幸儀式無常ト無警蹕鈴奏等到河原頓宮上下各次
又云御禊畢大炊寮散米又御膳幄於御禊幄駕御輿間初称警蹕云々また六に禊神变行
は警蹕をさらばまことなりやらぬ心をもいくつもかりんけの事なるべし 随身のつとめ
随身のたはへとのえ通すなる公の答く 兵仗の家がふかまでひしげりなまるもか
兵仗の家をりて字彙日仗兵器直宛切 唐制殿下兵衛最仗ぶつたりのことをたてまつることと
はよくのまりとのすひしき神ぶつかやうなるくらしぞあるべし 分恵の説 分恵の記は〜大尼
る明公作之河海に有は〜これをとひかりしらく用心のまた変化の物もまた
あまよりなるしごとゆゑあた人他神泉苑の民角にて変化の物のあらればある
もの河はひきへ入とりり 眷属の悪鬼悪神 諸神に眷属の悪神わりたくは事代主神八万四千悪鬼
大神特に集牛頭天皇眷属有八万四千六百五十四神 祇園縁起ならのたぐひ○此段は通具公ねたさ所
ざいなどをみさへかせ物がらん
南寺僧 もとより以下六七段にわく雅紹に
と迷○昔は交鏡の寺にて諸國の寺の
なども定めとしても又に寺に伝信

百九十七

諸寺の僧のなかにもわらんど交頭の女孺
といふ事也 ちかひぶみよみさんれんもよく

部にかゝりて其下に僧事人をねとそへらるゝ也
置ふ是定額の僧を云 延喜式玄蕃寮に
云ゝ【定額】十八史略二云 千朝の始て天下の賦税と定むるに永く定額とあり 弘仁文に寺内諸国に私に
伽藍と作る事を禁ずる事に定むる諸寺に其数有限 私営作 先既立制とあり○小野篁 隆選の集 額
八数せしゝあるを六数と定むる也といふ心なり【女孺】门侍 孺司 書司なとの女官の下に女孺といふものあり
掃除指油などの役をなすものとあり【延喜式】五十巻あり延長年中に左大臣忠平勅を奉て博士ども
とあつめしるしてと撰【公人の通ひ】公役の人のねのまゐるといふ名目をいふ也
【やうらいのひとを】源氏の秋の巻よりおこる通ひ
かへのまれにいひかはりし榊の巻に
このおとろく袋とある源氏三十八帖
と云之新續古今雜中に云源氏物語の揚名介の事を云る朝臣をとおもひて義の雅朝ね
侍りけるとき此人の名のれもしけるを
なりけるとこそ 冊波忠守朝臣 心ありて人に
【揚名の目】受領に諸国の守介掾目の品あり職原よりて　百三十巻あり 惟宗允亮撰
交替紀弾雑事至要臨時雑事等○政事要略
【横川】比叡山北近江の坂本より都の方へ行く
山のよかはの水といふみかはより 天暦年中創
【行宜法下】改めのふりかざし三木に位
居しているさ物語などによる半と弁権
打ちつけしを【單律】ひくきの律をいふ

ねぎごとをいかゞ公人の通ひにて

百九十八
揚名介ようぞむぞ揚名目とふその
もわりぬ事あ罷よわり

百九十九
横川は宜法下行は横大呂
のふけりの律の音ふし和せる單律
ねむて呂の音なりしとき

十ニ○或僧ハ呂ハ律と云てやわらかなる人の待ハ
わをうけし日本ハ人の何にか僧ハ法衣わたし寺の二百一
【呉竹】首呉の国よりわたる竹なりとや
【河竹】禁庭の川端に生えたるに依ての名なり
【河海】三カハ之三カウトハ侯へりしと禁庭の
海也【仁寿殿】じじゆでん拾芥抄ニ云南殿ハ小九間
四面
【退凡下乗の卒都婆】西域記九ニ曰如来御世
垂五十年ニ多居霊鷲山廣説妙法摩
訶陀国頻婆娑羅王為聞法故興發人徒
自山麓至峯太子跨谷凌岩編石為階廣十四歩
長五六里中路有二窣都婆一謂下乗即王至此徒行以進一謂退凡即簡凡人不令同往其山頂○下乗ハ
下乗ハ山下よりおりゆく人よ坊へ退凡ハ山中より山頂へ人を阿なり
【十月とかく神月】世諺問答ニ云此月を神無月といふ
八伊弉冊尊崩御の月なればしかいふ又四方の外来
おもてにをこなふかりに月に社の御かりよ人なり
いよいよ人の泊神出雲の大社へ下
その人ハヤト云ひいかで一年の次の事も候
まゐんハ諸神伊勢へ参りもしそのよいひ
つかの人ハ伊勢への祝をおしのむくそ

人の事あるにハ打切てよ
二百一
呉竹をさぬかそく河竹と云ひ
三河海より来る内の仁寿殿
のちにわたりて来るハ呉竹也

二百二
退凡下乗の卒都婆のかなるハ
門あるハ退凡なり

二百三
十月とかく神月といふ神事まくくる
べからしらぬき物ぶ本文も
其後あらし月諸社の祭をなすも
いまあるの月まで神迷ふ神ならめ
（平安時代よりいわれのなきこと）

神のおりゐまします事なく神無
月と云説ハ古本にも多く見えざれバなきる
事も有まじ。或人の云ハ古本ニハ伊勢太神の
御祭の月なれば[illegible]ハ有[illegible]不審
人十月ハ極陰の月にて十一月より一陽来
復の月なれバ[illegible]月とて[illegible]年
ものなり [諸社の行幸] 拾芥抄云 松尾 寛
和元年十月十四日 花山院 北野 寛弘元年
十月廿一日 一条院 日吉 延久三年十月廿九日 後三条院
おのおのをとりひて御齋鑑ありしは三条院ハ
なるを不吉の例といふにや
[勅勘] 天子の御勘気 [靫] この字とも
ふさとも点にて古より門の上に靫を
ゆふに桐をほそくして由の竹の箙を
流わけり。靫ハ箭室一名歩叉 山谷詩 倒靫
服蓮菂 蓮実の穴が
矢を入るうつはなり 日本紀神代
上天照太神 背負千箭之靫与五百
箭之靫 [illegible] 平胡籙の
類 [作法今ハたえて知る人なし]

あれども此説ハ本
説なし。さる事ならバ伊勢にハ殊に
祭月とすべきに其例もなし。十月
諸社の行幸其例も多し。但し多
くハ不吉の例なり

[二百三] 勅勘の所に靫かくる作法。今ハたえて
知る人なし。主上の御悩。大方世中
のさわがしき時ハ五條の天神に靫をかけ
らる。鞍馬に靫の明神といふも。靫
かけられたりける神なり。看督長の負ひたる
靫を。その家にかけられぬれバ。人出いらず

附代まして今の世ハ大法
者中さへいりしき時 [御悩] 何気疫病などの事
さのいへ [五條天神] 天神とよんでよむべし
少彦名神なる皇孫の子 大己貴と天下を経営して疾病を療する事など云ふ下略
於ナ紀神代に云る今の世にも五條
生りの前途といふハ是法なれ
学中さへしきとの心なるべし
[鞍馬の靫の明神] 洛陽の北山にある神のおこりハ[illegible]の氏神之
[伸さぐ] も疾病と[illegible]神
[看督の長] 検非違使庁の被官ノ職 京都ノ文 當使神ニ看督長六十六人 此為遣諸国也
[犯人] 罪をおかせる人 [笞] 犯人と罪
あるより罪の軽重によりて五刑あり
笞杖徒流死是也。しかし死刑にハ
かまらめて人を答そしまらぬ
有之捕捕 獄断の事ともかうやらべし
そのもやもむなし[illegible]
[拷器] 玉篇 拷 苦老切 打也 罪人をくりこを打事
和名 音 去声 唐令日 笞 之毛度 大頭二分小頭一分
半又云杖 音杖和名 都恵 昔削法節目長三尺五寸許
[大師勧請の起請] 一紙の上に仏神を勧
請して起証し也 彼山に大師勧請の
起請の文ハ慈恵の書始め給ふ
[慈恵僧正] 元亨釈書に 釈良源姓木津氏
近江浅井郡人也 延喜十二年九月三日生

事絶えて後。今の世にハ封をつくる事
になりにけり [今世の封印之]

[二百四] 犯人を笞にて打つ時ハ拷器によせて
ゆひつくるなり。拷器のやうも。よする作
法も。今ハわきまへしれる人なしとぞ

[二百五] 比叡山に。大師勧請の起請といふ事ハ。
慈恵僧正書始め給ひけるなり。起請文と
いふ事。法曹にハ其沙汰なし。いにしへの

写十二上叡山師事理山延長六年禮
尊意登壇受戒ス康保三年八月
補天台座主領山務者一十年天元四
年為大僧正兼法務聴禁輦車永観
三年正月三日唱弥陀而滅年七十四賜諡
慈恵○朝廷よりハ慈恵といふ諡号をた
まても山門にハいまし慈恵大師と云也

法曹 明法家と云法曹とも法家ともいふなり律令をよくあつかひそれを行にしたかふ

うちへ 近代公事沙汰ありて 心を形をさばく公事之
いつとをまてくきんとの物ハ穢れあるべし 日本紀云素戔嗚尊
忌火何也曰火雖是浄用物而穢故不食炊爨之物而已是も起請と用ふ人のまよふ
次のくに赦して記とく

使大る官人に 公孝公之前ニ出 使聴評定

検非違使聴ス 官人章家 系図未詳

大理 検非違使別当の唐名ニ前ニ註ス

その由は 倚子などの様まてる掘など

かもうちて 本草綱目ニ黏
草一名牛轉草即牛ノ食而後出者俗ニ
曰田嗚ニ和名ニ黏 途介加無 怪異にあ中
くらくなりまく 牛と陰陽師のすく人に怪

取代のもくて起請よつてそところハ
おゝぬしなりさとぞを代山事沙汰
まうろかなり。又法令よハ水火よ探
ど。入物よハをりまあるべし
天地の間の火 あるいは 天生之物無分潔律而神夏

徳大る古大に及。検非違使の別当
付中門まそ使庁の評定とこふ
なるかくに官人章家が牛をうしなひて
庁のうち入べく。大理の庄ある由
のよつてつかそ。ふもとしかそ

其の古迹とうかつめ懸かくさきふそ
あへし。郊牛の口やおまごろと卜ひ其
角と騰ありのひとうとうしるてぬふる
車まで秘侍にえてり 尫弱の官人 章兼と
云ふ 韻會ニ尫烏光切跛曲脛也或作尫亦
作尩 荀子賤之如尫ト註ニ廢疾之人ナリ
ハ尫弱ハ中くうまさき

あ中こともくて 千金方黄帝雑忌ニ云ッ見テ怪キヲ
不怪其怪自壊ス 性理字義ニ云大抵妖由人興ル
凡諸般鬼神之旺皆由人心之ニ依テ為ル霊ス
則霊不以為霊則不霊人以為怪則怪不
以為怪則不怪

弘長ノ百首 見ヘ玉葉集ニ 惠の大臣の
も作てうころかりさ代のそう 弘長ハ
亀山院の年号 あらあつまり 類聚之より
お代まり いとけなきを御同 いとけなきを

てありとおりさ怪異なりとて牛へ懸
陽師のりんにつげてよし名アなる
と。「父の相国こそ殊ひく。牛を命りか 父孝ノ父太政大臣實基
しまおとぞいたく。への事ざる經
弱の友人。まぼく出仕の「微牛」とくくらべよやうなしもそし ちいさきうし
とぞまふへしてひろりそらえむへしてまりかりおへ
出車おりかくとあんわやしとさんく
わやしまざ付ハ。わやしとりて
破らえて 此段徳大寺の事なれど物語とぞ 怪もあらまじと見えたり
地とひきかる天なるもちおハ。かどをきる
ぎらわれまりて塚わりかり。さ示
神なりといひくらくのよしとやまき

亀山院の諸はとのを多く建　「さうなく」左右なくたやすくもなく也　「おほいとの」徳大寺の実基公也　「王土にをらんむし」草も木も我大君の国なれハいつくか鬼の
すみかなるべき

いかゞあるべきと勅問ありけるにふるく
より此地をしめたる物ならばさうなく
ほりすてられがたしと皆人申されけるに。
この大臣一人王土にをらん虫。皇居をたてられんに何のたゝり
をかなすべき。鬼神はよこしまなし。とがむべからず。たゞ皆
ほり捨べしと申されければ。塚をくづして蛇をば大井
川にながしてけり。さらにたゝりなかりけり　此段前段の餘とぞ

経文などの紐をゆふに上下よりたすきにちがへて二すぢ
の中よりわなの頭をよこさまにひき
出す事は常の事なり。さやうにしたるをば華厳院弘舜僧
正ときてなをさせけり。是はこの比やうの事なり。いとにくし
うるはしくはたゞくるくるとまきて上より下へわなの先をさしはさむべし
と

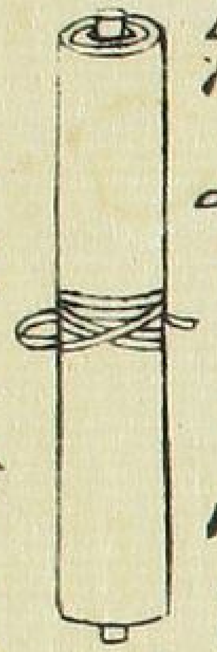
是タスキニカケテムスブ図也

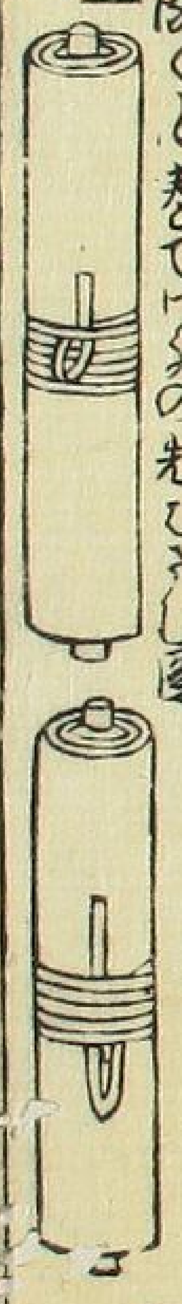
是結くるくると巻てわなの先をさしはさむ図　一説

まきて。上より下へ、わなのさきをさしはさむべしと申されけり。ふるき人にて、かやうの事しれる人になん侍りける。

一弘舜僧正とのたまへるより、僧正の事とまじりて云ひ給ふ

此段、巻物などの紐をむすびやうをいへるなり

人の田と論ずる　我田なりなどいひて論をなす　うたへにまけて　訴に負けて　そのたかりてとれ　田地に　負て妬さに　人をつかはし

田と云論じ負たる田地へ人をつかはし　刈取に　真にもあらぬ所をかる　まづ道すがらの田　人の田の稲まで刈る

ひがごと　そもひが事をなす事　道理にかなはぬ事也

世説新語補十二云、鍾毓兄弟小時、値父昼寝、因共偷服薬酒。其父時覚、且託寐以観之。毓拝而後飲、会飲而不拝。既而問毓何以拝。毓曰、酒以成礼、不敢不拝。又問会何以不拝。会曰、偷本非礼、所以不拝。○異本ニ孔文挙カ二子トアリ

二百九

人の田を論ずるもの、うたへにまけて、ねたさに、その田をかりてとれとて、人をつかはしけるに、まづ道すがらの田をさへかりもてゆくを、これは論じ給ふ所にあらず。いかにかくはといひければ、かるものども、その所とてもかるべきことわりなけれども、僻事せんとてまかるものなれば、いづくをかからざらんとぞいひける。ことわり、いとをかしかりけり。

よぶこ鳥　古今集の春の部に、遠近のたづきもしらぬ山中におぼつかなくもよぶこどりかな

ある真言書　真言宗の書なり

招魂　招魂の法は真言宗にて行ふ法なり

ぬえなり　鵺之

和名云、唐韻云、鵺、音夜、漢語抄云、怪鳥也。ぬえ鳥も

萬葉集　古今集の序に、平城天子詔侍臣令撰万葉集

二百十

喚子鳥は春の物なりとばかりいひて、いかなる鳥ともさだかにしるせる物なし。ある真言書の中に、よぶこ鳥なく時、招魂の法をばおこなふ次第あり。これはぬえなり。万葉集の長歌に、霞たつながき春日のなどつゞけたり。ぬえ鳥も喚子鳥のことざまにかよひてきこゆ。

二百十一

よろづの事はたのむべからず。おろかなる人は、ふかく物をたのむゆゑに、うらみいかる事あり。いきほひありとてたのむべからず。

「いくさびかゆし」三略ニ曰。威多ケレバ則身蹶ル。諺義
爲威多則忿隨其身。此韓信黥布之不免
終者皆威多ナレバ也○項羽の力山を抜き。雷の
入耳ノ政。おごりが類。威勢剛力有ても。ほろび
ぬるハ此故ぞ。是柔ニしてよくなし。堅ハかたし
てくれらぬ事ハ。常ニ擬ぐ戒めて。元職よくさし
心をはかり。「失いやとし」鉅橋廉臺も何の
益なく。紂王も亡され。阿房咸陽の財宝
と三月の紅ニ焼失ぬ類「孔子も何よ」
莊子曰。孔子再逐於魯。窮於齊。伐樹於宋。
囲陳蔡。不容身於天下○孔周末ニ氣運衰へ
タル時出玉ヘバ。終ニ君師ノ位ヲ得玉ハズ。卒玉フ
「顔回も不幸なりき」論語ニ。顔回不幸短命
而死。「君の寵とも」史記。韓非傳ニ衛の彌子
瑕。君の車ニのり。桃の餘を君ニすゝめ。
寵衰へ。ふ事大なる罪となりて誅せ
らる。又楊貴妃國忠が類も果して馬嵬
の露となりぬ。「奴とても」古ハ罪人を奴
といふ。今ハ奴僕とて下人の事也。又人
をおとしむる例「人の心」朋友知音の

うこと物えからず。賊多しぞそれむべ
くらず。何の事も大ひなるし。故あはこ
てらのむべからず。孔子も何よあらだ徳わ
つらきもれべからず。顔回と不幸なり丸。
「君の寵ともたのむべからず。誅とう
くふ事速なり。奴とてさげしむなたの
むべからずぞ。むさうし。あ事わり人の
志をもその心べからず。必変ぞ。約ともれ
べからず。信ある事もなくおいしもとも人
ともその身ずれる気なる何ハよらし
非なる何をもそんぞ。ただおしろを
もぞ作うぞ。あほとももれハ塞がら

もとよりの物と約束する人ハ限事なし
人情あとハ可畏事と視之
是よりも心の用ひやうをさへ

まとふる事むねり「約ともも」うづきり是れ
くるんに油をとどめ行くものは浪ニ
几惰
人をれこれ
「左右廣きれハ」心と用ぶる事廣くやつくるまハ
らるれる事ふきさかく「一毛も損とふ」ぶも
心と損耗をびしと列子ニ。楊朱曰。古之人損一毫
利天下不與也。人人不損一毫。人人不利天下。天下治矣
「人ハ天地の靈之」人の心ハ天地ひとしく廣く
も明らかへしさ物どもいくんもて出ぬる也
尚書ニ。惟天地萬物父母。惟人萬物之靈
○凡人ハ靈長にして天地の気を受たれば
物の長たり。禽獣ハ横ニ生して頭を横
ニして生じ。草木ハ逆ニ生て頭を下にする。人ハ天を戴て生ず。其上頭の圓ハ象天。足の
裏の方なるハ地を象る。背ニ骨あるハ北ニ山あるに似たり。腸の和かなるハ南の海有ニ似たり。如
此天地と形と合と同しく。天地の性を全く受生したる物なれバ天地の無限量と人心も又同じ。
「寛大として」いろくおかいこと寛大大きなることより同じ心をもて物と用ひれバ何ハよろこびもいくものも
よくおゆとして万物のうちに行わかるべしと○心といふハ人の心の用ひやうをさして云なり。其大意此詞の
さたりや
「秋の月ハ」秋ハ陰の候。月ハ陰の精ふさ

ぞ。さぞれ何るいしぞくぐ心と用ふ事
サへまだしてこそ。じきよふハ物よは
らさいくぶやぶる。ゆるくしてやつくり
なる何ハ一毛も損とぞ。人を天地の
靈なりて地ハかぐれはなし。人の性
なんぞしあらん。寛大にしてさハまる
ぞは何るに喜怒もよさつるぞしての
れまたまづべしぞ

二百十二
秋の月さへかぶりなくめぐれとのたまへつ

相應して清光ことにまされり。古今集に久方の月の桂も秋はなほもみぢすればやてりまさるらん。山家集に天の原岩戸をいでても光ることなる秋の夜の月。○此段時節の相應を感ずるなり

御前の火炉 天子の御前の火炉。和名に比太岐と訓ず。火炉はくわろと読べし

八幡の御幸 いはしみづの八幡の御幸にや。不知。是を可尋。是より白キ物ヲ着タル日ハ火箸を用ふ故実となれり

浄衣 白き装束也。俗に白張と云

二百十四 △此段楽の名目の覚悟を記し玉ふ物也。源平盛衰記に仲国が嵯峨法輪へ小督局を尋行て想夫恋をひくを聞て尋あひし事あり。想夫恋は楽の名なり。白氏文集…

いつとても月はかくこそあれとて、おもひわかざらん人は、無下に心うかるべき事なり。

二百十三

御前の火炉に火をおく時は、火ばししてはさむ事なし。かはらけよりただちにうつすべし。されば、ころびおちぬやうに心得て、炭をつむべきなり。○此段は故實を記すなり

八幡の御幸に、供奉の人、浄衣をきて、手にて炭をさされければ、ある有職の人、白き物をきたる日は、火ばしを用ゐる、くるしからずと申されけり。

二百十四

想夫恋といふ楽は、女、男をこふる故の名にはあらず。本は相府蓮、文字のかよへるなり。晋の王倹、大臣として、家に蓮をうゑて愛せし時の楽なり。これより大臣を蓮府といふ。廻忽も廻

想夫恋と平家盛衰記などに書たるはあやまりなるべし

文字のかよへるなり 想夫恋と相府蓮と文字の聲の通ふなり

晋の王倹 南史に王倹字仲宝。袁粲云此児我小已…東部に用。東県之為長史。蕭何…仕齊…。庾景行泛緑水依芙蓉何其麗也。時人以倹府為蓮花池

…文選がむ集の序は文選四十六にあり。文盈八倹が謚。一身の尚書令となれり。後大臣を蓮府といふ

廻鶻国 ゑびすの中に廻鶻といひし事、通鑑註に…延陀其先匈奴之苗裔。羅氏在薛延陀北安陵水上、元魏時号高車部。唐初為鉄勒諸部。唐徳宗時請改号回鶻。言其輕捷如鶻之飛也。○大明一統志。長安去…八千一百里。○音楽部ニ回忽想夫恋皆平調。入舞あり

平宣時 大佛陸奥守武北條五郎時忠の後。政宣時系図に時政 時房 朝直 宣時

東鑑 文治十五年 自弘安十年至正安三年 執権 ○承久書ニ

鶻なり。廻鶻国とて、夷のこはき国あり。その夷、漢に伏して後にきたりて、おのれが国の楽を奏せしなり。

二百十五

平宣時朝臣、老の後、昔語に、最明寺入道、ある宵の間によばるる事ありしに、やがてと申しながら、ひたたれのなくてとかくせしほどに、又使来りて、ひたたれなどのさぶらはぬにや。夜なれば異やうなりともとくとありしかば、なえたるひたたれ、うちうちのままにてまかりたりしに、銚子にかはらけとりそへてもて出て、この酒をひとりたうべんが

ひとりたうべんがさう〳〵し　独たうべんがさびしき也

これハ文儀上に察し。明らかにたうべて。ひとり飲とこそ記し

さりぬべき物やある　看に成物やある也

物やあるといづくまでももとめ給へとありしかバ。しそくさして

紙燭　巾とすしてを紙巻に惟えず曲さし

みそ　俗に味噌とも　和名集にハ末醤と

くま〳〵　物のくま〳〵限々

去義穢ノ訓也

其世にハかくこそ　時代よハ諷ゆとして倹約ありしと也

んがさう〳〵しけれバ申つるなり。さかなこそ

なけれ。人ハしづまりぬらん。さりぬべき

くま〳〵をもとめし程に。臺所の棚に小土器に

みその少しつきたるを見出て。これぞ

求めえてさふらふと申しかバ。事たり

なんとて心よく数献におよびて。興にいられ侍りき。其世にはかくこそ

侍りしかと申されき。

此段并下の段。執権の身ながら質素を用て。肴と極めざる也。細説ニ云。誠此時頼ハ

北条九代中ニハ。政道正しく。富而不驕。行跡尋て可称事

宣時とよびてこそ

〔二百十六〕

最明寺入道。鶴岡の社参の次に。足利左馬入道のもとへ。先使をつかハし

てたちいられたりけるに。あるじまうけ

られたりける様。一献にうちあハび。二献に

えび。三献にかいもちひにてやみぬ。其座

鶴岡　鎌倉ノ八幡宮也。東鑑第一云。後冷泉院時。伊豫守源朝臣頼義奉勅伐安倍貞任時。有丹祈之旨。康平六年八月潜勧請石清水。建瑞籬於当国由比郷。今号之下若宮。永保元年二月陸奥守義家加修復。治承四年

十月頼朝点小林郷北山構宮廟被遷之
［足利左馬入道］源義氏。正四位下左馬頭。法名正義。
号法楽寺。義兼男。母ハ北條時政女。［あるじまうけ］
饗応　日本紀ニアルジト読。俗にもてなすとよむ
［一献］礼記、献之礼賓主百拝ス［うちあはび］
熨斗鮑也［かいもちひ］俗ニ萩のもちといふ物也
［其ときは亭主夫婦］むしろは其主人の馳走よ
り妻女もいでてもてなすとなり。宋太祖自
即位数微行過功臣之家不可測。趙普毎退朝
不敢脱衣冠。一夕大雪。普意上不復出矣。久之聞叩
門声。普亟出迎。上立雪中。普惶恐迎拝。即
普堂設重裀地坐。熾炭焼肉。普妻行酒
上以嫂呼之。下略［隆弁］鶴岡別当也。吾妻鑑四十二巻
染ものの類也［心もとなし］今年も用意しあるかと心もとなくおもふ也
○此段は左馬入道の詞として左馬頭和睦の徳を称せるなり
［大福長者］すぐれて大なる富饒の人をさして長者と
いふて長者ハ君子之称也。富商大
賈積財鉅万成、称長者。○或人の
者と云者とも云ハ、そのこゝろ自ら生
［徳をつくべき］天理と身得とると得る

よい亭主ぶり。隆弁僧正おはしけるが今
て座をまとゐけり。さて年毎にたまはる足利（最明寺殿の詞也）
の染物心もとなくいひしまゐらせければ用（左馬入道の詞也）
意しつかまつるとて色々の染物三十。お
まへにて女房（召仕ふ女ども）どもに小袖にてうぜ（調ずとは調也）させてのち
につかはされけり。そのときみたる人の、ちかきまで
侍りしが語り侍りし也
［足利の染物］足利にて染出す所の物也。今も加賀

［二百十七］
或大福長者（ダイフクチヤウジヤ）の云く、人は万をさしおきて
ひたふるに徳をつくべき也。まづしく
てはいきたるかひなし。とめるのみを人と

是ハ各別（カクベツ）ヘ唯利徳ニ付テ之［とくをつく］が
やうなることにいふとしてあげていへり
［人間常住の］人の身ハいつまでもかはらぬ物と思ひつ
ての心に住しては物を貯へて得る事
無常と観ずれは欲ある事の利徳を求
むべからず是は大の悪と身を幻のせいと是
ろ万事を抛（ナゲウチ）などすべし
［欲にしたがひて］欲はかぎりなくして心は尽る
而も欲も尽る事なくして
量なりといへども欲のこころ
てうのもの
［限ある財をもちて］史記蘇
秦伝ニ且大王之地有尽而秦之求無已。以
有尽之地而逆無已之求。此所謂市怨結禍
者也。○通鑑ニ汝以有限之財與以不可成之
［我をほろぼすべき悪念］貧よりなれば
ふ心にて貧くていきたるかひなしと云首尾也
［君のごとく神のごとく］晋魯褒銭神論曰

し。徳をつかんと思はゞ、すべからくまづ
その心づかひを修行すべし。其心といふは
他の事にあらず。人間常住（ニンゲンジヤウヂウ）の思ひに
住して、かりにも無常（ムジヤウ）を観（クハン）ずる事なか
れ。是第一の用心なり。次に万事の用をかなふべからず。人の世にあ
る、自他につけて所願（シヨグハン）無量（ムリヤウ）なり。欲（ヨク）にしたがひて志（コヽロザシ）をとげ
んとおもはゞ、百万の銭ありといふとも
しばらくも住すべからず。所願はやむ
ときなし。財（タカラ）はつくる期（ゴ）あり。限（カギリ）ある
財をもちて、かぎりなき願（ネガヒ）にしたがふ
事うべからず。所願心にきざす事あらば
わが身をほろぼすべき悪念（アクネン）きたれり

親愛如兄字曰孔方失之則貧弱得之則富強無翼而飛無足而走解嚴毅之顏開難發之口錢多者處前錢少者居後

當時賄賂のさかんにおこなはれたるを
魯褒といふ人銭神論を作て譏刺せり

恥にのぞむとも 恥をうけても怒を人にむけず却て人を
まもるべし恥をしり金銀の貴きをしらば恥なきを

正直にして約をかたくまもるべし 商人はもとより正直に
あらねバ得意とうしなふて約束をまもる心を
心よく其事をおこなふ事かたけれバ少しの
利にめでゝやぶれなバ畢竟心と固く守るべし

火のかわけるにつき水のひくきにつくがごとし 富の来
る事やすらかにしてそのかわけるにつくは易の乾卦日水流湿
火就燥雲從龍風從虎 孟子云猶水之
就下也 宴飲ハ 宴飲は酒もりの
ことなり 尚書仲虺之誥曰
惟王不邇聲色○長恨哥傳玄宗深居遊宴以聲色自娯云々

つとめてはしらんとてきて小要(セウヨウ)と
もるをくゝらど。次に銭を奴のごとく
して、それをもちいて物をかうべしと
貧苦(ヒンク)とまねくをへらど。君のごとく神の
ごとくとうとみてあそぶべからざる
ことなり。次に恥にのぞむとも怒(イカリ)
をむさぼるな。次に正直(シヤウヂキ)にして約(ヤク)を
かたくまもるべし。此義とまもりて利をもと
むる人は富(トミ)のきたる事火のかわけるに
つき水のひくきにつくがごとく
なるべし。銭をもちいてつかふ時は宴飲(エンイン)色欲(シヨク)とをかざるを次。
居所(キヨシヨ)をかざることなかれ。心長(ながく)してまた人にやると

挊人はもとより不礼を好む論 論語註ニ 柞ハ惡
謗ノ詞上といふ人のをしへ作る理を論ずる作の字を
よくまもりて 銭かまへても用ひざれバ 伏波が守銭奴といふことばにもとづけり後漢の馬
伏波が守銭奴(シユセンド)といふこそ 居家にも有財
餓鬼といふ 之が 大福長者をも守銭と称す

くるしむとも申さ。挊人(かせぎびと)は不礼を成さん
がために財(タカラ)とすべし。銭と財とをもたる
まじきと、かねつかひ放(ハウ)蕩をなさんとも
銭あまたもちひ給ふ全く貧者(ヒンジヤ)と同じ事にして楽しみをなさ
ざるぞ。人の望(ノゾミ)をとらずして実を守れ
欲と成してたのしみをもとめ財なき人には癰疽(ヨウソ)とやし
とおもふ水にわたりて楽(タノシミ)せんとは
らんにはこれらのかはりて貧富(ヒンフ)なく
こゝろよし。究竟(クキヤウ)を理即(リソク)にいふ欲
を知欲に似たり

是を大福長者といふべし

癰疽し 二字共ニ腫物の名也癰疽ハ熱気の甚しき
ニ成ル冷水とのがるゝ心也 思ひを申すべき故に 愚かなる
銭をもちふて人をとらへたくみの心をもて申す事を
賢聖不須說日誰有智者避求涼癰有ッ樂生ッ
執癰為樂 いふかりて 所願も不とどき
小要でも貧人へもてなしてハ富人も貧
者も同じ事なり 究竟ハ理即にひとし
台家六即也理即名字即觀行即相似即分眞即究竟即是也理即ハ佛性の名
をしらずして其人を具へたる文字即ハ佛性を知る文字を知る觀行即ハ坐禪修行をはげむ
之の名類にして皆佛性を具へたる相似即ハ菩薩の位
又人似即ハ佛そのまゝに近く相似たる分眞即ハ菩薩の位なり 衆生済度のため

に書使とくえ　究竟即ハ妙覚の位如来地也。佛も衆生も一切の凡夫の始より終まで悉皆佛性ありと究竟ハ理即に有しと云始て同味皆と云も以下之文下首成佛
くるに〔大欲ハ無欲に似たり〕彼大福長者ハ大欲人の…[illegible]
らことをうちおもひて実とうしんに…[illegible]
とつ…[illegible] 此段前に長者の詞を述べ次に己がおもひを…[illegible]
人のよくふかきハ…[illegible] 天台の…[illegible]
一段と…[illegible]

〔堀河殿〕久我太政大臣基具公也。号堀河。基具公の〔仁和寺〕仁和寺の
事也。今もある也

〔二百十八〕狐ハ人にくひつくものなり。堀川殿にて舎人が寝たる足を狐にくはる。仁和寺にて、夜、本寺の前を通る下法師に、狐三つとびかゝりてくひつきければ、刀をぬきてこれをふせぐ間、狐二疋をつく。一つはつきころしぬ。二ハにげぬ。法師ハあまた所くはれながら事ゆへなかりけり。

〔四條黄門〕四條中納言の事也　〔命ぜられて云〕

〔二百十九〕四條黄門命ぜられて云、竜秋ハ道にとりてハやんごとなき者也。先日来りて云、短慮のいたり、

〔竜秋〕楽人の名也。豊原竜秋…[illegible]〔短慮のいたり〕〔荒涼〕〔横笛の五の穴〕…[illegible]

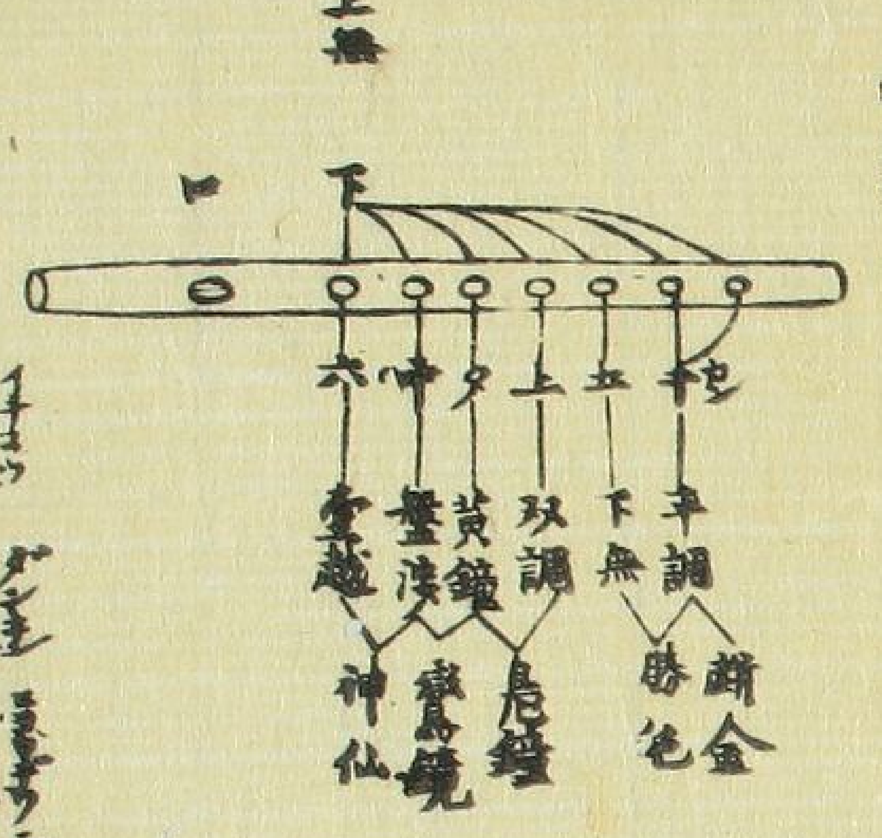

十二律之次才　壹越　断金　平調　勝絶　下無　双調　鳧鐘　黄鐘　鸞鏡　盤渉　神仙　上無　向十二律ハ更傳授すへし楽家知

きハめて荒涼の事なれども、横笛の五の穴ハ聊いぶかしき所の侍るかと、ひそかにこれを存ず。其ゆへハ、干の穴ハ平調、五の穴ハ下無調也。其間に勝絶調をへだてたり。上の穴双調、次に鳧鐘調をゝきて、夕の穴黄鐘調也。其次に鸞鏡調をおきて、中の穴盤渉調、中と六とのあはひに神仙調あり。かやうに間々に皆一律をぬすめるに、五の穴のみ上の間に調子をもたずして、しかも間をくばる事ひとしき故に

いさゝかいぶかしき　不審の所ありとの心也
ひそかにこれを存ず　人にもしらせず我心にてのみ思ふ
心也
かやうに間々に一律をぬすむ
卑下の詞也
律とは調子の事也。穴ごとの調子のあるよし
なれば一調子づゝを間にをきて皆一つをぬすむ
調子に呂律とて陰陽わかれてもとよりの律と
呂といひて呂は甚少なり理也。漢書に陽律為
律陰律為呂。律以統気類物。呂以旅陽
宣気。呂皆日律。陽統陰也云々
五の穴のみ上の間に調子をもたず
ごくかくすぐし調子ともちたずとは
間をくばる事等　五と上とのあひも余の穴のあひと等しくくばりたる
おもしろき
吹く　口を吹く時その穴を吹かずして口をすこしそばめて吹なり
料簡の至り　料簡は思案する事也。思慮の深きを云
先達後生を恐る　論語子曰後生可畏。焉知来者之不如今也
是も黄門の龍秋を賞する詞也
是より龍秋が説を専らに用ひられしなり
景茂　大神氏。八幡山の井の者也。龍秋と同じ
時の笛吹也。地下の楽人也
笙は調べおほせて持ちたれば　笙は天地ひらけ
て調子を合せ置くものなれば、ただ吹くばかりなり
性骨　天性其骨
吹によりて調子とかはるといふ。笛は吹ながら口にて
とゝのふるものと也。口伝の上に性骨を加へて器量を云

あるは不快なり。されば此穴をふくときは
必のく。のけあへぬ時は物にあはず。
吹得る人かたしと申き。料簡の至り
誠に興あり。先達後生を恐ると
いふ事此事なりと侍りき
他日に景茂が申侍りしは、笙は調べおほせて
もちたれば、たゞ吹ばかりなり。笛は吹ながら
息のうちにて、かつしらべもてゆく物なれば、穴ごとに
口伝の上に性骨を加へて心を入る

龍秋が説とすべし
呂律の物にかなはぬは　呂律の物に合ざれは吹人のとが也
器の失にあらず　楽器の失にあらず
非とすべきにあらず　五と六とのあはひもあはひをくばる事
よく調をとりて吹ゆへ不快なりとはいふべからず
されど以上の段は景茂が説を答はれたる
也。景茂論に首楞厳経曰譬如琴瑟箜
篌琵琶雖有妙音若無妙指終不能発。汝与衆生亦復如是云々
此段は調子の支を述来て龍秋と景茂との両説を双べ景茂が詞の至極を宿すとぞ

事、五の穴のみにかぎらず。偏にのくと
ばかりも定むべからず。あしく吹ば
いづれの穴も心よからず。上手は
いづれをもふきあはす。呂律の物にかなはざるは
人のとがなり。器の失にあらずと
申き。

二百二十

天王寺　推古天皇の御宇聖徳太子建給ふ
四天王の像を安置せらるゝ故に四天王寺と名
づく。摂津国にあり。昔は難波のみやとよばれ
伶人　書言故事云、楽人曰伶人。註、黄帝ノ
之世伶倫造音楽。故称伶人伶官
図をしらべ　調子の図をよく調合す
といふ心也　図とは博士のこと
其図　聖徳太子の御作にて師範とするといへり

何事も辺土は賤く、かたくななれども、天王寺の舞楽のみ都に
恥ず、といへば、天王寺の伶人の申侍りしは、当寺の楽は
よく図をしらべあはせて、物
の音のめでたくとゝのほり侍る事、
外よりもすぐれたり。故は、太子の

執してそれ之物学して人の師となる
ほどの人はこゝろもいかりおこる所あり
異にうかゞふことなかれ 【いはゆる】
所謂とはそれ其ことをいはんとて云詞也
【六時堂】天王寺に有 晨朝日中日没初夜中夜後夜
の六時を行ひ給ふ堂の前の鐘なり
なり 【黄鐘調のもなか】 黄鐘ハ律の内の
中央の調子也 又一調子とも細に分別せば上中
下の三段有べし 此鐘の色ハ黄鐘調の
最中也 【涅槃会】 二月十五日也 【聖霊会】
二月廿二日太子の忌日也 今も天王寺に法事
を行ひ終日舞ふなど有也 【指南とす】 指南とは本
の鐘の声を定規とするなり 昔唐に指南車
とて人形を車の上にたてて其車いづくに
ゆくも南を指やうにして方角をしる車なり
【是無常の調子】 平家物語に祇園精舎の鐘の声
諸行無常のひゞきあり 【祇園精舎】 祇陀
太子の園なりしを須達長者金を以てこれを
買ひ精舎をたて仏にまゐらせし故祇園精舎
といふ 精舎とは仏閣をいふ也 【無常院】 祇園

図今に侍るを博士とす。いはゆる
六時堂の前の鐘なり。其声黄鐘
調のもなかなり。寒暑によりて
あがりさがりあるべきゆゑに。二月涅
槃会より聖霊会までの中間を指
南とす。秘蔵の事なり。此一調子
をもちて。いづれの声をもとゝの
へ侍るなりと申き。○およそ鐘の声ハ
黄鐘調なるべし。是無常の調子。祇園精
舎の無常院の声なり。西園寺の鐘黄鐘調
にいらるべしとて。あまたゝびいかへられけれ
ども。かなはざりけるを。遠国よりたづね

精舎の中にあり 無常院の鐘と云事也 【西園寺】
鈴木云 衣笠の辺 太政大臣公経公の家
【法金剛院】 仁和寺山の南花園の東に旧跡有
鈴木云 本ノ名ハ天安寺 待賢門院御建立也
【建治弘安】 二つともに後宇多院の年号也
【祭の日】 加茂の祭 【放免】 東鑑に放免といふ人
徒人也とあり 今ハ草紙を以ていふならん
検非違使の下部也 ○又曰此事此草子の
口実也 東鑑ニ放免トアルハ別ノコトゾト云
【水干】 衣服の名也 【歌の心など】 歌の心をとる
して何にてもつくりいだすにて人に示す
【道志ども】 職原抄 検非違使の下に志有
明法道 六位時任衛門志 即家使
宣旨也 凡志者奉行使庁諸公事之故
以当道為其撰 此時道志 ゆく
華の使庁の志となる 衛門府の
志となるを云也 【過差】
の付物を年々に 放免の
つけ物と 【過差】
花麗也 分に過ぎたるをいふ

いだされけり。浄金剛院の鐘の声又
黄鐘調なり。　○此段は上の段に次て調子の事を云
【二百廿一】建治弘安の比は祭の日の放免のつけ
物に。ことやうなる紺の布四五たんにて
馬をつくりて。尾髪にはとうしみをして。
くものいかきたる水干につけて
歌の心などいひてわたりし事。常に
見およびはべりなどし。興ありてしたる
心地にてこそ侍りしかと。老たる道志ども
の今日もかたり侍るなり。此比はつけ物
年をおくりて過差ことの外になりて
よろづのおもき物をおほくつけて。左右の

袖と人にもたせてみづからはほこをだにもたずいきづきくるしむ有様いと見ぐるし

○此段加茂の祭の放免の付物の事をいへり 放免の物とは付る物を云 又口伝あり

賤と云行なるべし

【竹谷】醍醐にあり 【乗願房】沙石集ニ浄土宗の明匠とみえたり 【東二条院】常盤井相国実氏公のむすめ公子也 後深草院の后 沙石集ニ 【光明真言】不空羂索経ニ出 鐵軌の説に地獄に堕て苦患をうくる亡魂に此真言一返をとなへて廻向すれバ極楽世界へ引導すとも説ぬ 况や十千返誦せん功徳をしらずとぞ 【宝篋印陀羅尼】経にあり 此集に十悪五逆の罪人悪道に堕てあるが子孫ありて此神咒をとなへ七返誦て亡魂に廻向すれバ忽其苦を銅熱鉄変して八功徳の池となり花生じて足をうけ宝蓋上をおほひて其遺巻くして須臾にかはるに極楽をまして一切種智を説し

二百廿二

竹谷の乗願房東二條院へまゐられたりけるに亡者の追善にハ何事か勝利おほきとたづねさせ給ひけれバ光明真言宝篋印陀羅尼と申されたりけるを弟子どもいかにかくハ申給ひけるぞ念仏にまさる事候まじとハなど申給ハぬぞと申けれバ我宗なれバさこそ申さまほしかりつれどもまさしく称名を追福に修して巨益あるべしと説る経文を見およばねバ何に見えたるぞと

「東二条院」後深草院の后 「勝利」すぐれたる利益也 「我宗」乗願房の宗 「称名」弥陀念仏の事 「追福」追善と同じ 「巨益」おほいなる利益也

修補ニ其よりかりとゝぞうり

ぞとかさねてとはせ給はゞいかゞ申さんと
思ひて。本経のたしかなるにつきて。此真言陀羅尼とばかり申つるな
りとぞ。

○此段光明真言宝篋印陀羅尼追善の巨益ある事を云し
又此僧の執なく正直なる事をたてたるなり

たづのおほいとの　後京極良経公ノ三男九條ノ前
内府基家公号ス鶴殿ト又号ス今大臣殿ト
井蛙抄ニもみえたり。○此段彼小松の灯篭と
このみ御とくのかゞよりしたがひまつのかゞも鶴飼多く中人によりて異説あるよしとまたる
わらぐさともせきる

有宗入道　安倍晴明十余代の孫也有重か子也
陰陽頭三位
禹稷躬稼而有天下ヲ　うゝるとはたけのもの　論語憲問
中庸ニ人道敏政ヲ
地道敏樹○此段いたづらに目をよろこばしむる室地を好む者をいましめたる

二百廿三　たづのおほいとのは童名たづ君なり。
鶴をかひ給ひける故にと申は僻事なり。

二百廿四　陰陽師有宗入道鎌倉よりのぼりて。
尋まうで来りしが。まづさしいりて。
此庭のいたづらにひろき事。あさ
ましくあるまじき事也。道をしる
ものは。うゆる事をつとむ。ほそ
みちひとつのこしてみなはたけにつくり
給へと。いさめ侍りき。まことにすこしの
地をもいたづらにおかん事は益なき事也。食
ふ物薬種などうゑおくべし

多久助　多久氏ハ多氏也。神武帝の子
神八井耳命ハ多氏ノ遠祖也。或ハ太氏とも
書。久助とも久資と書本もあり
通憲入道ハ少納言
入道信西之俗名通憲也。平治元年十二
月十三日信頼乱逆時信西見天変知兵
災入大和国多原山自害入棺不死之前被堀
埋土同月十五日伊賀守光保尋出此所詮進
即堀出死骸斬首渡大路被梟獄門ニ
家長勢名氏　實兼　通憲　澄憲　聖覚
隆兼　憲實　磯禅師　義経の妾静か母也
もと白拍子の根源之盛衰記平家物語ハ
ふるへの子弟等のおと白拍子のはじめと
いへる説也　源光行　河内守大監物光行
なる羽院の御時従五位下兵法なる光行
の田か源氏物語河内本とよぶ六心あるなりき
亀菊　なる羽院の寵愛の舞女なる羽
院より亀菊に所領と給ふ事あるより
見ても承久の乱の起ありしとぞ
なりて承久の兵乱がおこりし也考
信濃前司行長　系図未詳

二百廿五　多久助が申けるは。通憲入道。舞の手の
中に興ある事どもをえらびて。いそ
の禅師といひける女にをしへてまはせ
けり。しろきすいかんにさやまきをさゝせ。
烏帽子をひき入られければ。をとこ舞
とぞいひける。禅師がむすめしづかといひける
いひける。此芸をつげり。これ白拍子の
根源なり。佛神の本縁をうたふ。其
後源光行おほくの事をつくれり。後
鳥羽院の御作もあり。亀菊にをしへ
させ給ひけるとぞ。○此段白拍子の根源をいへり是より已下三段物の起をのべり

二百廿六　後鳥羽院の御時信濃前司行長

稽古 いふ事への事ハ学問の名也文選東都賦ニ云憲章稽古註ニ向ヲ云憲ハ法也言ハ法其舊章ヲ考其古事ヲ云 楽府の論 楽府ノ書白氏文集三四巻ニ載タル新楽府ヲ云右楽府ノ中ニ不審アル事ヲ義論スルヿ其人数ニ加ル

七徳の舞 白氏文集三新楽府の最初にありし七徳舞と初ハ破陣楽の舞といひしを後に七徳の舞と名ク 冠者 元服をしたる人をいふ是源氏平家の時分ハ元服のちも六位のうちはくわじやといふ

一芸あるもの 平家物語

退之進学解ニ名一芸者無不庸

九郎判官 義経ハ義朝の九男なる故九郎といひ検非違使の尉に任ぜし故判官ト検非違使尉ヲ云之

蒲冠者 従五位下三河守範頼於遠江国蒲生御厨出生之間号蒲冠者 尊卑分脈 文治二年於伊豆北條依舎兄源二位頼朝公殿ヨリ云く 平家物語と東鑑ニ考ヘレハ義経支参範頼ヲ平家ハ異ナリ

稽古の誉ありけるが楽府の論議の番にめされて七徳の舞をふたつわすれたりければ五徳の冠者と異名をつけられけるを心うき事にして学問をすてゝ遁世したりけるを慈鎮和尚 前ニ註ス 一芸あるものをば下部までもめしおきて不便にせさせ給ひければ此信濃入道を扶持し給ひけり此行長入道平家物語を作りて生仏といひける盲目に教へて語らせけり 慈鎮ヨリ行長ヘハ申しく承ル さて山門の事をことにゆゆしく書けり九郎判官の事はくはしく知りて書のせたり蒲冠者の事はよく

しらざりけるにや多くの事どもを記しもらせり武士の事弓馬のわざは生仏東国のものにて武士に問ひ聞きて書かせけり彼の生仏が生れつきの声を今の琵琶法師は学びたるなり

○此段平家物語の作者とあるは公卿補任ニ勧修寺良門十三代の孫葉室時長平家物語作者の随一とあり又 [illegible] 四十八巻ノ盛衰記あるべし今の十二巻平家ハ行長作ト是ニ作者不同アル歟

六時礼讃 今浄土宗ニ用るところハ大説法師根本ニテ唐の世ニ善導六時礼讃の偈と集め記をしたまふ文

安楽 法然の弟子ニ住蓮安楽とて二人ありけるが羽院の時別時念仏とて六時礼讃と唱て聴聞の貴賤群集をし官女発心して出家をしたり院逆鱗有て安楽六条河原住蓮ハ江只馬渕 [illegible]

太秦 広隆寺也秦氏の人建立故ニ太秦と云

一念の念仏 法然流義の一向専念の念仏也

法事讃 両巻アリ善導の作也

六時礼讃は法然上人の弟子安楽といひける僧経文をあつめて作りたりけるをなほ太秦の善観房といふ僧節をはかせ定めて声明になせり一念の念仏の最初なり後鳥羽院の御代よりはじまれり法事讃もおなじく善勧房はじめたるなり

三河ガ傳記未詳

人王八十七代

○此段ハ六時礼讃法事讃ハ声明として今の本にてかくありとかなり

千本の釈迦念仏 千本釈迦堂にて二月九日より十五日まで遺教経の文をば念仏の名号と唱ふる事也 文永八年九代亀山院ノ年号也

妙観 摂津国勝尾寺の観音の像をきざむ。元亨釈書云勝尾寺講堂観音像宝亀十一年七月十八日比丘妙観刻之千臂十一面荘厳端厳又加四天王像凡五尊三十日而成八月十八日妙観合掌而化観音是霊応也

五條の門 五條の門といふ所へ今は醍醐院の時皇居なり

藤大納言 藤原氏の大納言と云ふ詳かならず

未練の狐 鍛錬をなさず未練なるを云ふ。たとへば切つけぬ狐なり

言ふ人も不知

つらい世間一妖物をいふは皆狐狸のわざなれば早く去りつべし

園別當入道 基氏は天福十一月十七日上辞去。法名円空。園ハ称号也。別當ハ検非違使の別當に任ぜられし故の名也。侍明院権中納言基家の三男也。庖丁者 朝庖丁者のよしは四條家ノ流の山蔭中納言政朝卿より出づ。庖丁と言ふは、荘子養生主篇に庖丁牛を解くと詳なり。丁氏なる庖厨の事をとりて宰る料理を称して庖丁と云ふ。是より斎刀とも云ふ

小山之段入る支 西園寺公経をはじめ太政大臣に至る家の代々の号也。一條太政大臣は宗公の孫子也

二百十八 千本 みやの釈迦念仏も文永のころ如
伝記未詳

二百十九 輪を人もとらじやうまとなり。よろさ細工が刀をさはよいとよい妙観がなれをいまくらべ。
○よろさ細工は細かく細工が刀をふれて細工手きなる故に刃を用ふる小刀にて、用事には小刀月々はくしてみそわざや喜ぶ技は斎が細工と云ふし

二百二十 五條の門の妖物なり。藤大納言をはじめ主上の大納言殿ばらくいはしく騒ぐ

二百二十一 園別當入道もさうなき庖丁者也

もとより五條の妖物とは未練の狐なり。をまうけて人のやるはれてゐたれどもおとぞけるを。ひげにたしなれて手を打てば木練の狐を出だしたる事、まじりて一つにぬ

つかわけて鯉を見てこのらくもちけるのは皆人の別當入道の庖丁を見たるに、なんといはれる別當入道をめくらひかけたりと。別當入道をば人のみな人に言ひけれ。百日の鯉を切りおいてさるべきをかはりとは、今日さばきいはらくしてはなるべきさふはり、なほ別當入道の料理のすすめの事をとりかよやかせ給ひけれ。小山太政入道殿よりわらはしてさらに笑ひゆなかりけれ

ねべき人なくゆるしけるべきにもいはれんと言ひかけたらせし人に、行宗百日の鯉をこそきらんとてかの給ひけり。文兼好も其をきつける見ゆ。つきのこし、いとおもしろくもあまりすくなきともかわりて興あるか。そのほかも人のゆるさぬをもてなさよりもせつかなる事なり。

[饗應] 客にあるじまうけをすること
[いとつきなき] ことなどにもてなすをいふ
[無智無能なるべき] 兼好の志とするところ也 智者ハ名なき者になりて能ある人ハ其能によりて名あるべきことを也
[史書の文] 史記漢書などの類也 [尊者] とうとき人也 父をいふ 又とうとき人 小學曰長者不及不讒言
議雜之言也 さしもあるまじき者にむかひて
そのやうな文孔子の文兄宗族の前にて
いはぬも物のさはりにならぬ物の事
しかるに攜黨篇にいへるを思ふべし
[琵琶法師の物語] 平家物語なるべし
[ひとつおちたり] 柱の字を琴にてことぢと

饗應なども。ついでおかしきやうにとりなしたるも。誠によけれども。たゞそのことゝなくてとり出たる。いとよし。人に物をとらせたるも。ついでなくて。これを奉らんといひたる。まことの志なり。[おしむよし] おしむよしして。こはれんと思ひ。勝負のまけわざにことづけなどしたる。むつかし

○此段よろづにつけて興あらんよりハこと直にやすらかなるをよしとせり

二百卅二 すべて人は。無智無能なるべき物なり。ある人の子の。見ざまなどあしからぬが。父のまへにて。人との物いふとて。史書の文をひきたりし。[賢] さかしくはきこえしかども。尊者の前にてはさらずともとおぼえしなり

二百卅三 又ある人の許にて。琵琶法師の物語をきかんとて。びわをめしよせたるに。柱のひとつおちたりしかば。作りてつけよといふに。ある男の中に。あしからずと見ゆるが。ふるきひさくの柄ありやなどいふを見れば。[爪をおほしたり] 爪をおほしたり。琵琶などひくにこそ。盲法師の琵琶。そのさたにも及ばぬことなり。道に心得たるよしにやと。かたはらいたかりき。ひさくの柄は。ひもの木とかやいひて。よからぬ物にとぞ。ある人おほせられし。わかき人は。少しの事もよく見え。わろく見ゆるなり

又樂人のびハの柱ハ四つ
琵琶法師の柱ハ五つなり [ひさくの柄] 和名
杓 音酌 和名比佐古 斟水器也 俗ニ柄杓ト二字ニ書ハ誤り也
[爪をおほしたり] 中国人の説に筝のことに秦香の樂を伸まれし人ハ大指食指中指ハ三つの爪を生まとと定まり
琵琶も秘曲傳授の後ハ爪をおほすと
きや四辻殿の記録に琵琶の爪
この國ありめてけしのびて
真似たりともよくなき事 座外の
琵琶ハ音樂の琵琶にハしくハ沙汰
となきべき事もわりと
[道に心得たる] 琵琶ひく道に心得たるさまして柱を作らんなど心得たるを
いふ [ひものき] 檜物をいふ
日本に云物也 [よからぬ物]
ひさくの柄ハよからぬ物也
○此段前段に智の失をいひて此段の哀語に無智無能なるべき物なりといへり
殊にわかき人のうへのはしたなきをいへり 詞をこしらへて

三百六十四

よろづのことはしくじらく何事もまづ万事をわきまへて人を

わるさやくしぐさ葉をおろそかにせし。男女のわかち

おもんじてよろづにつゝしみ人のしよう

ふかしきことをよく思ひたる物なりとものしたる

なまじひなる事はよしとせずして人とおもひかへす

わがしてもよしと人のよしとするものぞよ

真実をしておもふ人を傍素

三百三十五

人の物と同じくせむとは、しかるべからず

かこのことより心もまたやすくしれ

まことはよろこびするなりけるかなしとぞ

おもむきにかなふにしたがへ

○此段おのが身の心をもて、若き人は万事に付て気をつけよと、謙退をもちゐるべしとの事なり

人をみなよろしくする人はおほからず

人の同じ物を問ひて心をかなしむ

彼同じ人の心と合点の人にそむきて、おのれが事に付ても

人の心の善悪を兼好あはれびける詞

しひて同じ事をいはんとすること

三百六十五

人の同じ何事もえたらんやうにいひなすをた

らんとおもひひきたてん人のよくわく

それおもしろく人をいふ事あらんとやかまし

人の事の浅まし事ならぬ事をいふとて

さとしくらしひよやうにしてひとのためにもと

わがいふ心のさとにかなふにはよろしからん

○此段人のにさあひ常住の事

三百六十六

ぬしある家よりあらぬ人の心のまゝに入る事もあり

かさねよき道も人をいひ入る孤を

源氏蓬生の巻

おのづからおもひのよさをよく思ふ人を

人をもとめなどいふとて

ちかひもおもしろきことなり

しけくへだてとさまうの物もあるとてうそう〳〵けることあなたゞけしきぬともゆるも於
えくやうくくらをわうつて下界【こだま】周象 文選註ニ木石怪也これや
石の妖怪とかしてあるべし。木魂和名樹神和名こだまとも物のたゞひとより見ゆ谷
響にも八物のひゞきをいひてこだまといふも物の心を思ふべし

【鏡よるこゝろ】もともとの象のたくひとく人の心よたとへ鏡の中にうつる一切の物
われ〳〵のまゝそゝ七公集ニ此家は何かとれ
てみれそうゆうかりにやうつりけるなりらん

性理大全潜室陳氏曰人心如鏡物来則応物去則依旧自在不曾迎物来亦不曾送物去只是定而応応而定○神秀云心如明鏡臺六祖云明鏡亦非臺古徳云胡来胡現漢来漢現

こゝに人の心を一万事のうつりあるかまへてみたるべし

【虚うつ物とり】心は天としていつさおもて物のうつらふこともて虚うつとは虚無虚大かす
森羅万象をいふたらくなり【取かゞみ】もとより本心を敬うて欲とえ〳〵此虚子をもて
くの寿命雑念の入事とかくりて主一無敵の敬を以て内を直くとばく者の至るまで
や【そのての事】ねのちくさ事とて

【丹波の事】亀山のふもとめり桑盆島の八ゝ子
神詠かうかうこゝりさ豊国とも丹波とわかるを丹

又鏡よるこゝろ[illegible]の事
来つくせつる鏡よるこゝろわまま
しつうつうぶこうよし
【鏡よるこゝろ】こゝろを心ハ一物不
虚うつとくとめとて観世らさんよ念
のほかさまにゝ身のうつる心そのもの
れかさるやおゝんよ寿しわたましくバ
胸のうちよその千の事八入ことうらく
よし　○此度は四部育らし二三事もたくとのひ
　　才一部よいうりて次に論す
【三百三十五】丹波よびやそらしよりわり。大社とも

波よらうとせよあるべし大社神名帳ニハ多紀社丹波国大社八日なり紀ニハ素盞嗚の子大己貴と祭といひ八神祇令ニハ素盞嗚なりと云り

又弁春明神ともあるなり【いさよ】辛ま
給とさき句のとりは巻よいざよよおしさ
なりとおもはくとあり【かいもらひのさとん】田舎よき
八幡海のもてあしハえもゆうく平下句

【獅子狛犬】神社よ、ほこらも禁中にも有之
日の御帳の左右よ並べ隼人の狛獅子狛
犬のうしろも犬のこゑとおもて右守り
よる事延喜式よ有り見日本紀よ又
古大嘗祭の節の舞の前に神社よ
こゝをこうとも護の心とし

【都の[illegible]】京の[illegible]
ゑのうちの人[illegible]の[illegible]
いてましと

くめぞくにくまるさぐのふじこ
や【紬打竹之】はしのおもてずおもて聖海上人【志太武ハ何某之誰ト不知 博未詳】
おもと人わもくらるひていざ語れ
おうらはいきらいゆきとんとぞ【引員しるし】
いとふぞよ告おうたう申しくもそ
いとしく信おもてう。行おな御獅子
ちぬいねとむしそうしろさねり
うらうそへぞよ人いとく感
くるわかくるや。此獅子のさらや
たゞつとつきさ成わんと深く
くゝりいて座。様々なる本をはかまいて
なゝくへ合わやしかとまへそ下
なりぬる。吉今寸しておりつ都の
【内道ハ大くよ上人の[illegible]】【土産とも書】
いけむれとゝ何かはし上人なと

かしがりて、おとなしく物しりぬべき顔(カホ)したる神官(ジングワン)をよびて、此御社の獅子のたてられやう、さだめてならひある事に侍らん。ちとうけたまはらばやといはれければ、其事に候。さがなきわらはべどもの仕(ツカマツリ)ける、奇怪(キクワイ)に候事也とて、さしよりて、すゑなをして、いにければ、上人の感涙(カンルイ)いたづらになりにけり

一 悪の字よめり 此里の子どもなり

○此段ハおほくいらぬ事までとりたてたる也 信を入べき事を信じ又信ずまじき事を信ずるハおろかなる事也

二百卅八

柳筥(ヤナイバコ)にすゆるものは、たてざまよこざま、物によるべきにや。巻物(マキモノ)などは、たてざまにおきて、木のあひよりかみひねりをとほしてゆひつく。硯(スヾリ)もたてざまにおきたる、筆ころばずよし」と、三条右大臣殿おほせられき。勘解由小路(カデノコウヂ)の家の能書(ノウジヨ)の人々は、かりそめにもたてざまにおかるゝ事なし。かならずよこざまにすゑられ侍りき。

三条右大臣ハ説々あり 二条家の系図或ハ公卿補任などにも考ふるに右大臣或ハ左大臣にてもなしと未定なり

勘解由小路 世尊寺とよめる行成卿の子孫 能書の家なり

○此段柳筥をもちゐる故実(コジツ)とぞ

柳筥

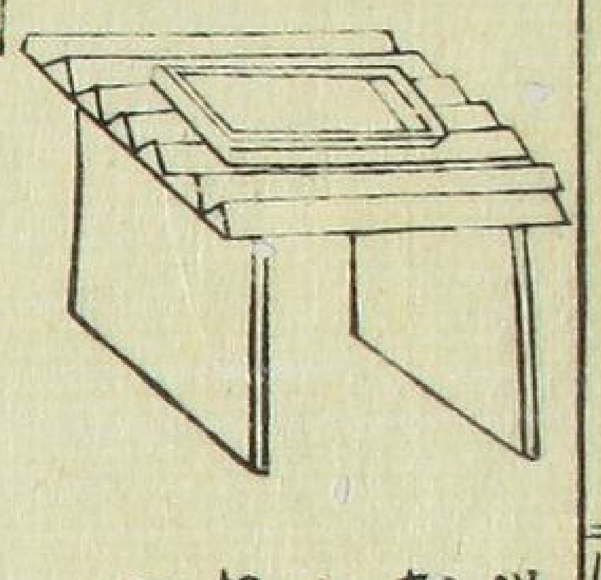

硯蓋或ハ鞠冠或ハ又追善の時ハ經巻なとをものするゆゑに柳筥と名付て造るなりこの木ね[illegible]の故に三條に三光院の相傳にて追善の時冷泉家よりハ[illegible]吉書の時ハ吉事に用ひ追善の時ハ經巻をのする用事[illegible]物とする事にて[illegible]この両説わかれたるゆゑこれ

三百卅九 御随身近友が自讃とて七ヶ条かきとゞめたる事あり。皆馬藝させることなき事どもなり。そのためしを思ひて自讃の七あり。

家勝光院 合米云法性寺建立ノ院

近友 系圖未詳 自讃 自讃ハ我事を我とほむる也近友が自讃七ヶ条の事も未詳

一 人あまたともなひて花見ありきしに最勝光院のほとりにて男の馬をはしらしむるを見て、今一度馬を馳ものならば馬たふれて落べし。しばし見給へとてたちとまりたるに又馬を馳。とゞむる所にて馬を引たふして乗人泥土の中にころび入ぬ。その詞のあやまらざる事を人感ず。

兼好 泥土 又云馬三度の汗ありと云

当代 後醍醐の光院の院の御事なるべし 坊にて 東宮の御所をいふ 坊におはしまして東宮にておはしませし時也 万里小路殿 万里小路殿の御所なるべし 堀川大納言 師信卿 師継公の子也 後醍醐院の御時の人也 御曹子 曹司 源氏の[illegible]の御所也

論語陽貨篇 悪紫之奪朱也 紫の朱うばふ

求むる [illegible] 堀川殿

一 当代いまだ坊におはしましゝ比、万里小路殿御所なりしに、堀川大納言殿伺候し給ひし御曹司へ用ありてまゐりたりしに、論語の四五六の巻をくりひろげ給ひて、唯今御所にて紫の朱うばふことをにくむと云文を御覧ぜられたき事ありて、御本を御らんずれども御らんじ出されぬなり。猶よくひき見よと仰事にて求むるなりと仰らるゝに、九の巻のそこ〳〵の程に侍ると申したりしかば、あなうれしとてもてまゐらせ給ひき。かほどの事は児どもも常の事なれど、昔の人はいさゝかの事をもいみじく自讃したるなり。後鳥羽院の

兼好の答 九 堀河殿に答て陽貨篇をさす 是より兼好謙退して 子 常ニまなぶ事 小細ノ事

【自讃の】是より古人のいさゝか事ども自讃
あし例を記に【袖と袂と一首のうちに書】といふ事を書
撰者の身には病の中に同心病といふあり
基俊の説に詞かはりて同じ心なるべし何の
そあはいはべしとなりにたとへあらは
その歌の病をつかぬ故に諸抄に依るに同
心なりとのことくふたつ共ひとしき定家に
へ勅問有しなるべし【秋の野の草の】古
今集在原棟梁の歌也。歌の心はすゝき
八秋の野の草のたもとにたとへたる
也。まねく袖と見ゆらんとし【何事かあらん】
まづ此歌古今集に證歌あるなり【時に当て】
かねて勅問の事おもひて【高運】高上の
天運なり【ことことしく記】定家卿の記しおき
し明月記などにあるよしなり【款状】
款状は官位などのぞむ時の申文也
【常在光院】相国寺のある旧跡東山にあり
【在兼卿】参議正二位菅原在兼卿の孫【草】下書也

の歌に袖と袂と一首のうちにあ
しかりなんやと定家卿に尋ね申ける
秋の野の草のたもとか花すゝき
ほに出てまねく袖とみゆらんと侍れは何事か
あらんと申されたりし事も時に当りて本歌を
覚悟す道の冥
加なり高運なりなどことことしく
記しおかれ侍るなり。九條相国伊通
公の款状にもことなる事なき題目
をも書のせて自讃せられたり
一常在光院のつき鐘の銘は在兼卿の
草也。行房朝臣清書して鋳かたに

【行房】世にしられたる代の能書也
息行親の子也【花の外には】鐘の聲なむ
のかよはれて遠く聞ゆと云心なるべし
朗詠に長楽鐘声花外盡龍池柳色雨中深
縁といふ白楽天の詞と見たる句なり
【百里ありてしも】里ハ支腈の韵なり
【よくぞえたる】奉行の入道の詞
【なかなかいにしへ】ありがたくいひしりや
【ねがひもいかならん】此段古き世の事
ゆりかなとふとてねがふ行くといふより
句を一字かへ六條の人公の下に書かへる
と今の世に一に書入たる物なれば心
を行の字庚韻と陽唐の韵と成韻なるに
庚韻にて八行步と用ひ陽唐の韵に
て八行步と用ひて作らるゝ事も本句
陽唐の字にもと数步の心に用ひ
そも六首あるは或は行くは不審
ねは四五の鐘四五歩の不審也
【三塔】叡山の東塔西塔横川の【順礼】
三塔の諸堂を拝しめぐる事なり

うつさんとせしに奉行の入道彼の
草をとり出て見せ侍りしに花の外に
夕をおくれは声百里にきこゆといふ
句あり。陽唐の韻と見ゆるに百里あ
やまりかと申たりしを、よくぞ見せ
奉りけるおのれが高名なりとて筆者
の許へいひやりたるにあやまり侍
りけり。数行となほさるべしと返事
侍りき。数行もいかなるべきにか若
数歩の心か。おぼつかなし
一人あまたともなひて三塔巡礼
の事侍りしに横川の常行堂の

【横川の常行堂】新於法又部ニ云やまの
えうり堂の流通の鐘よのつきて作り
〳〵海上人なりなんとて出のすのみの
まことに行ておこなはれ常行堂ハ
四種三昧のうち念仏三昧を行ふところなる
阿弥陀首ハ三諦とも 【佐理】正三
位前太宰大弐参議佐理は小野
孫一條院長徳四年七月卒年五十五歳補任
【行成】正二位太宰権帥権大納言行成は
円融院御宇天禄三年誕生は一条院万
寿三年十二月薨五十六 補任
【いざとなる】
むかしより明之 【位署】せの
官位を書連ること也

しら。龍華院にかゝれる額の
佐理行成のおのづからにいはれて
いちご波をとりて傳とりと堂僧とと
くらふ作しと。行成かりし裏書わ
ふべし。佐理かゝるうらがきのあるべく
こともひらしし。裏を磨てゆめ虫
の巣ともらふがをどなるとよくき
のごとく各名作しよ。行成佐理著名

字平号さうにて人作しつかん尽其しいは

十前ニ出タリ
一 那蘭陀寺にて道眼聖談義をしよ。八災といふ事を志きて。

【八災】憂 苦 喜 楽 尋 伺 出息 入息 是を
五蘊の法ニえたり 【不化とも】師を
純化しいまの弟子と不化といふ
談義聴聞ところの内ハ兼好のへいひし【ところのうちよ】

らもやおぼゆるいとしし。不化も見えん
えずりしと。眉のうちよりのぞくしや

といいしてまいらしく感し作りき

「道眼の蔵をうしき」

【賢助僧正】九條三宝院之日野家人也
【加持香水】正月八日より十五日迄を
凡法要あることは七日よりふるまた
三衣の加持あり。加とは佛の三密之
持とは行者の三業を以て三密と仏三業を
持すると加わとき行海となり
【陳のかもて】禁中をその真なるを六陳の
陳の色あらやかにお陳より出でましまし
【人流】大ハ義称衆ハ流派

一 賢助僧正よもあひて。加持香水と
人作しまいらせとぞめでたし僧正
くりてとしよ。法のかげて僧正
人ても法師ともとぬてしもあ
こともに日しきなる大衆多く

「賢助僧正の日々の入ならしと見え」

てらえわわんだしとい。いはく。いと久しくてむかしと。

賢助ノ日之兼好ニいにちかし

わかれし。ぞまもすくもにおもとまいらせしより。くらへ

「僧都をもて」

くをのくるしくおもね

【すゝめる】釈迦堂之二月十五日ハ遺教経
の法事あるべし うちより入て
堂よりより兼好の入ること

一 二月十五日月あらき夜からうたて
よなれたにおもひでゝらしくつらんく
いとかりくかくくく聴聞しける。優なるかたかたもあり

にほひ人よりことなるがわけ入て膝にゐかゝれば匂ひ
などもうつるばかりなればびんあしと思ひてすりのきたるに
なほゐよりておなじさまなれば立ぬ。その後ある御所さまの
ふるき女房のそゞろごといはれしついでに無下に
色なき人におはしけりと見おとし奉る事なんありし。情な
しとうらみ奉る人なんあるとの給ひ出したるにさらに
こそ心得侍らねと申てやみぬ。此事後に聞侍りしはかの聴聞の
夜御局のうちより人の御らんじしりてさふらふ女房をつくり
たてゝいだし給ひて便よくはことばなどかけんものぞ。その
ありさままいりて申せ。興あらんとてはかり給ひけるとぞ。　已上七ケ條自讃之

八月十五日 此夜を中秋として殊に月を翫ぶ事久しかり 詩人文人 [illegible]

二百三十九

八月十五日九月十三日ハ婁宿なり。宿清明なるゆへに月をもてあそぶに良夜とす。

此段は二夜の月を誰も翫ぶ事なれども其故をしらぬ人の為に書給ふ歟。

わが漢土の中秋の月は古よりして詩歌を作りしかど十三夜は漢の世にもなかりしや

九月十三夜 此夜の月を翫ぶ事 [illegible] 九月十三夜の月を称する事三代集にはみえず 源氏夕霧の巻に九月の [illegible] 十三夜の月 [illegible]

婁宿 婁は廿八宿の一ツ也。西方にあり。此宿狄に属し清明のむねなり。故に正月一日より十二月晦日まで廿八宿と一星づゝ毎日にあてゝ其日の宿とし近代のこよみには暦とされば廿八宿と深くして日毎に配して日を分つ。八吉備公の相傳なりとぞ。別に牛宿は大白国禄にして牛宿なりとて牛宿を除て廿七宿とし今考ふるに八月十五日九月十三日婁宿にあたる事をしるべし。
東方七星 角○亢○氐○房○心○尾○箕 北方 斗○牛○女○虚○危○室○壁 西方 奎○婁○胃○昴○畢○觜○参 南方 井○鬼○柳○星○張○翼○軫 已上廿八宿也

二百四十

しのぶの浦の蜑のみるめもところせく
くらぶの山もまもる人しげからんにわり
なく通はん心の色こそ浅からずあはれ
とおもふふしぶしのわすれがたき事も

志のぶの浦 奥州信夫郡の名也。此段此を [illegible]
海士のみるめ 海士は海松和布かる事に [illegible] 人目をしのぶによせて [illegible]
くらぶの山 山城の名所 暗部山とも書 [illegible]

くもおほろちぬ。親やかりかゆるしく
しのびつゝむすびし人をうらみん。いとまだ
ゆりなるべし。世よわりゆく女の
おもひさまぜ法師。はやしの若書
べからもおぼつかしきよつさて。さ
みのおくふかなどの人をふかく人行方
を心うくきこゆよいひおしていつまで
どうてねん人ともそれまでうらんお
かさよ。年とりいづくのたおよ
さんあ月のかげともゆりさうや
まのおともわりうらんにそつさ
きねてのくまでとわかれえて餘

恥の人のしりうごとひとへ人がくく
ぶつきなる事おほくなしりましこ女
なれんはつゝそを来くうりなんよく。
身とあとをあん男ハくわやしきりきすあ
のさあよ。わさくもといそうしらか
んやりくん。心かりけもぴわかりはむ
いかうんも氣をやりかばくおん。
としてわひなけくめ

秋のむなしき夜の朧月の
たゞ月。みるさかりの露分こん

みさゝぎ 大和の名所にや。はかの事也。
老よき頃(?)の朧月 有明の月(?)。
門表(?)を思ひ給ふべし。
彼有明(?)のやうなるもまだ見ぬ(?)。
此段好きの事をいふ也。
人のこゝを好むといふ也。

なるのみぞも我身がはよふべくば
べくもなからん人をまたこのよのさらん
よいそし

二百四十二
もち月のまどかなる事は
しばらくもぢうせず。やがてかけぬ。心とめぬ人は一夜の
中にさまでかはるさまも見えぬにやあ
らん。病のおもるも。ぢうするひまなく
して死ごすでにちかし。されどもいまだ
病急ならず死におもむかざるほどは。常住
平生の念にならひて生の中におほくの事を成じてほ

望月のまどかなる 釈名曰月満也。満則缺也。望月之満之盛也。日月遥相望。
月は日の光をうけて…
死期すでにちかし

閑かに道を修せんとおもふほどに病をうけて死門にのぞむ時
所願一事も成ぜず。いふかひなく
なくて年月の懈怠を悔て此
たびもしたちなほりて命をまたくせば夜を日につぎて此
事かの事おこたらず成じてんと
ねがひをおこすらめど。やがておもりぬれば
我にもあらずとりみだしてはてぬ。
此たぐひのみこそあらめ。此事まづ
人々いそぎ心におくべし。所願を
成じて後いとまありて道にむかはんとせば
所願つくべからず。如幻の生の中に
何事をかなさん。すべて所願皆妄想
なり。所願心にきたらば妄心迷乱
すと知りて一事をもなすべからず。
直に万事を放下して道にむかふ時
さはりなく所作なくて心身

如幻の生の中 如夢幻泡影 金剛経に
妄想 妄心迷乱
放下 截断之語。放下とつゞける也。
畢竟万事を放下して

心をしづむべし生て道を行べし
又魂気も静にし○此段は四の死なり
遠き事といひて万事を捨て心をも用してひろく
をしつるのことをおもひやり一筆もやう

遠離にはつゝしむ遠離心によりてさとる
訳我心をまもりて万事を楽しむ心苦しきを
楽によりてにきをはなれつゝ
ふかくおぼえけるなり

二百四十三

せうじを遠離して仏道のむねにかなふべしといふ心を
へには苦楽のさかひの楽といふ二の
の人死してはすまじきと水の中にやむけれし楽欲をもつ
一には名なり。名に二種あり
三には味なりおのおのひ三には色なり仏となり顛倒の相よりてまもれ
顛倒の想 さかさまに忘れし仏心をはなれ法華経に為ㇾ又顛倒
倒とかり常楽我浄の四顛倒名目鈔にくはし仏菩薩八所目よりくるしみとくれは
八こゝろよりて○此段を得て罪の本と見て
八楽とかりて此段の顛倒の相よりかみそれ
食なりとぶらひてしらん
こまどりけり

八によろこび ○
閒聞其父 史記孟嘗君傳曰田文承
間其父曰子之子為何云為孫孫之孫

二百四十四

八によりても父に問て云仏とはいかなるものにて

為何曰為玄孫玄孫之孫為何曰不能知也
さきへの心にてまよふや 仏は人のなりたる也
浄飯王の太子悉達太子十九出家三十成道し
をいふ 仏のもとへよりて 檀特山の阿羅々
仙人の教をまもりてこそ仏の位の付の
候はんとてはいひくし
さきく 礼記問喪篇云礼義之経非従天降
也非従地出也人情而已矣 此詞を用いて
いひきかすべし

なりといふ。父が仏は
人のなりたるなりと云。又問人は何と
して仏にはなりたるやらんと云。又
前の仏のをしへによりてなるなり
とこたふ。又問そのをしへ候ける仏を
はいかなる仏ぞとかふ。父又
此をも天よりふりけん又いかなる
なりといふ時はじめの仏一の仏を
といふにこたへて。又いかなる仏かと
おもふやうにとひつめて 好
まりやかたんといひて問はてつ
さにとひつめられてえこたへ
ずなりにけり 問返で興ぜし
○此段は一部の至極なり
むやむやとせんとおもひやら

[illegible]

經典餘師 女孝經　高蘭山先生述　全一冊

此書ハ唐の鄭氏が[illegible]女孝經に[illegible]前書ハ本文を載て[illegible]本文の一章一句つまびらかに和解を[illegible]幼かの女子といへどもよみ[illegible]師匠なくして読下し其義理を[illegible]文[illegible]孝貞の[illegible]

文訓孝経　和漢絵入　全一冊　八隅山人撰　高蘭山先生閲

此書ハ[illegible]孝經を[illegible]和[illegible]世の婦女子不孝[illegible]孝貞[illegible]

江戸日本橋通二丁目　小林新兵衛梓

善蔵梓

求版

元禄三庚午年五月吉日

元禄三庚午年五月吉日

文化九年壬申初冬求版

浪華書肆

心齋橋通安土町

河内屋善蔵梓

新井
覚書
中五〇五號